

認可地縁団体の手引き

(令和4年度版)

加須市 総合政策部 市民協働推進課
〒347-8501 加須市三俣 2-1-1
TEL 0480-62-1111 内線 346
FAX 0480-62-5981

目次

1. 認可地縁団体とは.....	2
(1) 制度の概要.....	2
(2) 地縁による団体.....	2
(3) 認可の要件.....	3
(4) 留意事項.....	4
2. 認可申請の手続.....	5
(1) 手続の流れ.....	5
(2) 必要な書類.....	6
(3) 認可と告示.....	7
3. 認可後の地縁団体.....	8
(1) 印鑑登録.....	8
(2) 各種証明書の発行.....	10
(3) 告示事項に変更があった場合の手続.....	10
(4) 認可の取り消しと解散.....	11
4. 登記・税の取り扱い.....	13
(1) 法人登記.....	13
(2) 不動産登記.....	13
(3) 税制上の取り扱い.....	13
5. 不動産登記の特例.....	16
(1) 制度の概要.....	16
(2) 申請の要件.....	16
(3) 申請の流れ.....	18
(4) 必要な書類.....	19
(5) 公告について.....	21
(6) 通知.....	22
6. Q&A.....	23
7. 関係法令.....	25

1. 認可地縁団体とは

(1) 制度の概要

従前の自治会は、一定の区域に住所を有する人々の地縁による団体であり、法人格を持つことが認められていない、いわゆる「権利能力なき社団」として位置づけられていました。

そのため、現在でも地域で所有している集会所等の土地や建物については、自治会長等の個人名義や、役員や関係者等複数の方の名義で登記されている場合があります。この場合、名義変更や相続などの手続きの際に様々な問題が生じる可能性があります。

こうした問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会が市町村長の認可を得て法人格を取得し、自治会名義での不動産登記ができるようになりました。この市町村長の認可を受けた自治会を「認可地縁団体」といいます。

なお、令和3年の地方自治法の改正により、これまでは認可の目的が不動産等の保有に限定されていたところ、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」が認可の目的となったため、不動産等を保有しない団体についても、認可の対象となりました。

(2) 地縁による団体

「地縁による団体」は、地方自治法第260条の2第1項において「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

つまり、自治会のように区域に住んでいる人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対し、青年団、婦人会、敬老会のように性別や年齢が限定される団体及びスポーツ少年団、伝統芸能保存会のように活動の目的が限定されるような団体は、「地縁による団体」の対象になりません。

(3) 認可の要件

「地縁による団体」が法人格を取得するためには、後述するすべての要件を満たし、市町村長の認可を得ることが必要です。

法人格を得るために組織された名前だけの自治会や、区域の中で極めて少人数の者が組織する集まりのように、一定の区域内で安定的に存在している団体とは言い難い団体は、認可の対象とはなりません。

認可の要件は、次の4つとなります。

①区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

「地域的な共同活動」とは、スポーツや社会福祉など特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資する、清掃・美化・防災・防犯・住民相互の親睦行事など、一般的な住民自治活動を意味します。

「現にその活動を行っていると認められる」ためには、認可を受ける時点で既に一定の活動が行われている必要があります。

②「地縁による団体」の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。また、この区域において、「地縁による団体」が相当の期間にわたって存続していること。

地縁による団体の区域は、規約において明示され、河川や道路等によりその区域が画されているまたは地番により表示されているなど、団体の構成員のみならず、その他の住民にとっても容易にその区域が認識できる必要があります。また、相当の期間にわたって安定的に存続している必要があります。

③自治会の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

「構成員」になり得るのは「区域に住所を有する個人」で、「世帯」を単位とすることはできません。また、年齢や性別、国籍等の加入資格を定めることはできません。

また、一般的には区域住民の過半数が構成員となっていれば「相当数」と判断されます。

④次に掲げる事項を全て含む規約を定めていること。

法人格を得る上では、規約を定め団体の目的や名称、区域等について対外的に明示するとともに、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。

規約には次に掲げる8つの事項を必ず定めなければなりません。

- ①目的
- ②名称
- ③区域
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項
- ⑧資産に関する事項

(4) 留意事項

地方自治法の規定により次のような義務等が新たに発生します。

①特定政党のための活動の禁止（地方自治法第260条の2第9項）

認可地縁団体は、特定の政党のために活動することが禁止されています。

②財産目録の作成と備置義務（同第260条の4第1項）

財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

③構成員名簿の作成備置義務（同第260条の4第2項）

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置くとともに、構成員に変更がある場合は随時更新してください。

④総会開催の義務（同第260条の13）

代表者は少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。

※上記地方自治法に基づく義務等のほか、代表者及びその他代理人が認可地縁団体の職務を行うに当たっては、他人に加えた損害を賠償する責任が生じることがあります。

2. 認可申請の手続

(1) 手続の流れ

認可申請を行う手順は、次のとおりです。

① 団体内で法人化を進めることについて話し合います。

- ・必要があれば団体の構成員を対象とする説明会等を開催します。

↓

② 市民協働推進課または各総合支所地域振興課へ事前にご相談ください。

- ・市担当者から手続の流れや必要書類などについて説明します。

↓

③ 申請に向けた準備を行います。

1 総会の開催準備

- ・申請にあたっては、現行の団体規約に従い総会で議決する必要があります。
- ・役員のみでの議決や書面のみでの議決は認められませんのでご注意ください。

2 規約の新規作成（改正）の検討（規約作成例は別紙資料をご参照ください）

- ・案の作成については、市担当者と相談・協議しながら進めてください。

3 構成員名簿の作成

- ・区域内に住所を有する方の過半数が構成員となる必要があります。

4 団体代表者の選任準備

- ・誰が代表者になるか、事前に団体内で決定しておきます。

↓

④ 総会を開催し、認可の申請に関する次の事項について議決します。

1 規約の新規作成（改正） 2 市に認可を申請すること

3 代表者の決定 4 構成員の確定 5 区域の確定

↓

⑤ 申請書類を作成し、市民協働推進課または各支所地域振興課に提出します。

↓

⑥ 市で提出書類の確認及び認可要件の審査を行います。

↓

⑦ 加須市長による認可の告示をもって、法人格の取得となります。

(2) 必要な書類

①認可申請書（様式あり 様式集参照）

・地方自治法施行規則において様式が定められていますので、所定の様式に必要事項を記載のうえご提出ください。

②規約

・認可申請にあたって新規作成又は改正した認可要件を全て含む規約であり、総会の承認を得たもの。

③認可申請について総会で議決したことを証する書類

・認可申請について決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印（※）があるもの。

④構成員の名簿

・認可地縁団体の構成員全員の氏名・住所を記載したもの。

⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（現年度又は前年度総会資料等）

・事業報告書や決算書、当年度の事業計画書や予算書等の具体的な活動がわかる書類（総会資料が想定されます）

⑥申請者が代表者であることを証する書類

・申請者を代表者に出す議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名又は記名押印（※）があるもの

・申請者が代表者となる事を承諾した承諾書等の写しで、申請者本人の署名又は記名押印（※）があるもの

※議事録等における署名又は記名押印の取り扱いについて

令和2年に各種文書における押印の必要性について見直しを行いました。

従来、議事録等の作成においては議長等の署名及び押印が求められていたところですが、押印の見直しにより、①直筆による署名、又は②記名押印かのどちらかがあればよいこととなりました。

ただし、各団体の規約において、議事録の作成に関する規定が定められている場合、その規定に従い署名や押印の処理をすることが必要です。

(3) 認可と告示

申請書類に基づいて市において審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合、市長による認可をもって当該団体は権利能力を有する法人格を取得することとなります。

また、市長は認可したことを告示することとなっており、その告示をもって法人化したこと及び告示事項を第三者に対し対抗できるようになります。

市長が告示する事項については以下のとおりです。

【告示事項】

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務執行者が選任されている場合は、その氏名、及び住所）
- ⑦代理人の有無
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日

3. 認可後の地縁団体

認可地縁団体は、権利能力を持った法人として位置づけられ、団体名義での資産の登記・登録などの取り扱いが可能となります。

その他、各種手続きに関しては次のとおりです。

(1) 印鑑登録

認可地縁団体が不動産登記等を行う際、法令に基づく印鑑登録証明書等の提出を法務局から求められることとなります。認可地縁団体の印鑑登録及び印鑑証明の発行は市民協働推進課で行います。

①登録申請に関する資格

- ・登録申請できるのは、原則として代表者本人のみです。
- ・代理人による申請の場合、委任状等が必要です。

②必要書類等

- ・登録申請に際し、以下の書類をご提出ください。
 - 1 認可地縁団体印鑑登録申請書（様式あり 様式集参照）
 - 2 登録する認可地縁団体の印鑑
 - 3 代表者個人の印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの）
 - 4 代表者個人の印鑑（印鑑登録と同じもの）

※代理人による申請の場合、以下の書類等が必要です。

 - 5 委任状（代表者の署名・押印（認印）があるもの）

③留意事項

- ・認可地縁団体の印鑑を1団体につき1個登録できます。

なお、次のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

 - 1 ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - 2 機械製造により大量生産されたもの
 - 3 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの（小さすぎる）
又は1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの（大きすぎる）
 - 4 印影を鮮明に表しにくいもの
 - 5 その他登録する認可地縁団体の印鑑として適当でないもの

④印鑑登録の抹消・廃止

【印鑑登録の抹消】

・次のいずれかに該当する場合は、職権により認可地縁団体の印鑑登録が抹消されます。

- 1 認可地縁団体印鑑の登録をしている者の登録資格に変更が生じたとき。
- 2 地方自治法第 260 条の 20 の規定により認可地縁団体が解散したとき。
- 3 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として 適当でないと思われたとき。
- 4 その他市長が認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと思われたとき。

※認可地縁団体の代表者が変更となった場合、上記①や③の事由により印鑑登録が職権により抹消となるため、必要な場合は新代表者により登録手続きを行うことが必要となります。

【印鑑登録の廃止】

・印鑑登録を廃止する場合、又は印鑑を紛失した場合、下記の書類等を用意の上、登録廃止申請の手続きを行ってください。

1 登録を廃止する場合

- (1) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式あり 様式集参照）
- (2) 登録した団体の印鑑

2 印鑑を紛失等した場合

- (1) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書
- (2) 代表者個人の印鑑（印鑑登録と同じもの）

(2) 各種証明書の発行

認可地縁団体に係る各証明書が必要な場合、市民協働推進課に申請してください。なお、証明書等の発行については、決裁や審査の都合上、発行までに1週間程度いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

①告示事項証明書の交付

市長による告示を受けた後に、認可地縁団体名義での登記等に必要な「認可地縁団体告示事項証明書」の交付を受けることができます。この証明書はどなたでも請求することができます。

【交付に必要な書類等】

- 1 認可地縁団体告示事項証明書交付請求書（様式あり 様式集参照）
- 2 手数料 1通 150円

②印鑑登録証明書の交付

印鑑の登録後、登記等に必要な「認可地縁団体印鑑登録証明書」の交付を受けることができます。この証明書を申請できるのは原則として代表者のみです。

【交付に必要な書類等】

- 1 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式あり 様式集参照）
- 2 登録されている認可地縁団体の印鑑
- 3 手数料 1通 150円

※代理人による申請の場合、以下の書類等が必要です。

- 4 委任状（代表者の署名・押印（認印）があるもの）

(3) 告示事項に変更があった場合の手続

認可を受けた後に告示事項の変更や規約の変更が生じた場合、それぞれ変更の手続きが必要になりますので、必要な書類を用意し、市民協働推進課又は各支所地域振興課に提出してください。

①告示事項に変更があった場合

9 ページに掲げる告示事項に変更があった場合は、市に届出が必要です。

【届出に必要な書類】

- 1 告示事項変更届出書（様式あり 様式集参照）
- 2 告示事項の変更を決定した旨を証する書類
- 3 代表者承諾書

②規約を変更する場合

規約を変更する場合、市に申請が必要です。

なお、規約の変更については、総会において総構成員の4分の3以上の同意により議決される必要があります。

また、その変更箇所が地方自治法の規定に沿った内容となっている必要がありますので、担当課と必ず事前相談・協議をお願いします。

【申請に必要な書類】

- 1 規約変更認可申請書（様式あり 様式集参照）
- 2 規約変更の内容及び理由を記載した書類
（規約の新旧対照表や新規約案及び現行規約など、様式任意）
- 3 規約変更を総会で議決したことを証する書類

（4）認可の取り消しと解散

①認可の取消し

認可地縁団体が次のいずれかの場合に該当することとなったとき、又は不正な手段によって認可を受けたことが判明したときには、認可が取消しとなる場合があります。

- 1 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき。
- 2 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき。
- 3 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき。
- 4 構成員が多数脱退し、「相当数」が構成員となっているとは認められなくなっ

たとき。

5 認可地縁団体が、適正な規約を持たなくなったとき など

②解散

認可地縁団体は、次のいずれかの場合に該当するときは解散することとなります。これにより、市長は解散の告示及び官報による公告などを行います。

認可地縁団体の解散が見込まれる、解散を検討している場合は市民協働推進課又は各支所地域振興課に事前相談・協議をお願いします。

- 1 規約で定めた解散事由が発生した場合
- 2 破産（※） 手続開始の決定がなされた場合
- 3 認可が取り消された場合
- 4 総構成員の4分の3以上の同意による総会の決議があった場合
（規約に別段の定めがある場合を除く）
- 5 構成員が欠亡した場合

※認可地縁団体の破産等について

認可地縁団体が法人として破産、解散及び清算する場合、裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることになり、破産宣告の請求を怠った時などに非訟事件手続法に基づき裁判所から過料に処せられることがあります。

4. 登記・税の取り扱い

(1) 法人登記

認可地縁団体としての法人登記は、市長による告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記は不要です。

(2) 不動産登記

法務局で登記申請を行うことで認可地縁団体名義での登記ができます。

登記の必要書類や手続につきましては、法務局にお問合せください。

○不動産登記に関するお問い合わせ：さいたま地方法務局久喜支局

☎ 0480-21-0215 自動音声ガイダンス「2」

(3) 税制上の取り扱い

法人化に伴い、各種税制上の手続きが必要となります。

なお、税の種類によっては認可地縁団体が収益事業を行わない場合には、減免を受けることができる場合があります。減免を受けるためには申請を行う必要がありますので、詳しくはそれぞれの担当にお問い合わせください。

【手続について】

市税〈本庁舎税務課・各支所市民福祉健康課〉

・法人市民税

認可を受けてから概ね1か月以内に、「法人設立届」の提出が必要です。

均等割（収益事業を行う場合は法人税割も）が課税対象となります。

収益事業を行わない場合、減免措置を受けることができます。

「市税等減免申請書」を提出してください。

・固定資産税

認可地縁団体名義の土地や建物が課税対象となり、それぞれの評価額に応じて課税されることとなります。

公益利用をされていて、かつ、収益事業を行わない場合、減免措置を受けることができます。「市税等減免申請書」を提出してください。

県税〈行田県税事務所〉

・法人県民税及び法人事業税

認可地縁団体設立から1か月以内に、「法人の設立等報告書」（埼玉県税条例施行規則別記様式第28号）などの届出が必要です。

均等割（収益事業を行う場合は法人税割も）が課税対象となります。

収益事業を行わない場合、減免措置を受けることができます。

「県税減免申請書」を提出してください。

・不動産取得税

不動産の取得後、後日行田県税事務所から文書照会があります。

収益事業を行わない場合、減免措置を受けることができます。

詳しい手続き方法については行田県税事務所にご確認ください。

国税〈税務署、法務局〉

・法人税〈行田税務署〉

収益事業を行わない場合は、手続の必要はありません。

収益事業を行う場合は、行田税務署で手続が必要です。

・登録免許税〈さいたま地方法務局久喜支局〉

不動産登記の際に登録免許税がかかります。

詳しい手続き方法についてはさいたま地方法務局久喜支局にお問い合わせください。

【税制一覧表】

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割のみ課税対象 ※申請により減免措置あり	均等割及び法人税割 課税
	固定資産税 都市計画税	固定資産税評価額に応じて 課税対象 ※申請により減免措置あり	固定資産税評価額に応じて 課税
県税	法人県民税	均等割のみ課税対象 ※申請により減免措置あり	均等割及び法人税割 課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産 取得税	不動産取得時の評価額に応じて 課税対象 ※申請により減免措置あり	不動産取得時の評価額に応じて 課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	不動産評価額の 1000分の20が課税対象	不動産評価額の 1000分の20が課税

5. 不動産登記の特例

(1) 制度の概要

通常、登記名義の変更手続は、登記権利者（新たな名義人）と登記義務者（現在の名義人、死亡している場合にはその相続人）双方の共同で行う必要があります。そのため、登記簿に表示された所有者や相続人の所在が分からない場合には、名義変更ができません。認可地縁団体においても、市の認可を受け法人化したものの、登記義務者の所在が不明な場合、登記手続ができませんでした。

これに対処するため、平成27年4月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、認可地縁団体が所有する不動産で一定の要件を満たす場合、認可地縁団体が所定の手続きを経ることで、認可地縁団体単独で所有権の保存又は移転の登記を可能にする特例制度が創設されました。

(2) 申請の要件

申請には、次の①～④全ての要件を満たしている必要があります。

①認可地縁団体が、当該不動産を所有していること。

本特例は団体の名義で登記ができなかったことにより、便宜上認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者が登記名義人となっている不動産を対象としており、申請時点において認可地縁団体が所有していることが要件です。

②不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

民法第162条第2項の規定による「取得時効」が成立する場合であれば、実質的に他者の利益を害することはないとの考え方によるものです。認可を受ける前の期間も含めて要件を満たすかどうか判断されます。

※民法第162条第2項

十年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

③当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者が、当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人となっていること。

認可地縁団体の構成員ではない第三者が登記名義人となっている不動産や、認可地縁団体の構成員が個人的に所有している不動産は対象となりません。

④当該不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人全部又は一部の所在が知れないこと。

「全部又は一部の所在が知れないこと」とは、登記関係者のうち少なくとも一人の所在が知れない場合と解されます。

なお、所在が判明している登記関係者については、認可地縁団体が不動産の登記名義人になることについて事前に同意を得ておくことが望ましいと考えられます。

(3) 申請の流れ

①事前準備

- ・ 市民協働推進課または各支所地域振興課に事前相談・協議
- ・ 総会を開催する必要がある場合、総会開催に向けての準備
- ・ 当該不動産に関する所有者等の情報収集、関係者の同意取得のための協議

②総会の開催

- ・ 団体の規約に従い総会を開催

【協議事項】

- ・ 当該不動産について、本特例制度により申請する旨についての議決
- ・ 当該不動産を管理している旨についての議決（事業報告に記載する）

③申請書類の準備・提出（詳細については後述）

- 1 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- 2 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 3 当該不動産について、本特例制度により申請する旨について総会で議決したことを証する議事録の写し
※議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの。
※保有資産目録又は保有予定資産目録を上記に代えることができます。
- 4 申請者が代表者であることを証する書類
※代表者の署名又は記名押印のある承諾書等。
- 5 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
※詳細については20～22ページ参照。

④提出書類の審査及び公告

- ・ 提出された書類の内容について市で確認します。
- ・ 書類に不備等がなければ、後述の方法により公告を行います。

⑤公告結果を証する書類の交付

- ・ 不動産の登記関係者等から異議がなかった場合、市から認可地縁団体に対して異議がなかった旨を証する書類を交付します。
- ・ 異議の申出があった場合、市から認可地縁団体に対して公告結果（異議申出あり）通知書を交付します。

⑥登記手続

- ・ 認可地縁団体が管轄の法務局に確認の上、必要書類を提出し登記手続を行います。

(4) 必要な書類

①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式あり 様式集参照）

②所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書

③当該不動産について、本特例制度により申請する旨について総会で議決したことを証する書類

- ・当該申請について決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの。

※認可申請時の保有資産目録又は保有予定資産目録があれば、上記の総会議事録等の写しに代えることができます。

④申請者が代表者であることを証する書類

- ・認可地縁団体申請時に代表者の決定を行った総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの。
- ・認可地縁団体申請時に申請者が代表者となる事を承諾した承諾書等の写しで、申請者本人の署名又は記名押印があるもの。

※当初申請時と現在の代表者が変更になっている場合、現在の代表者に変更を申請した際の議事録の写し及び承諾書の写しが必要です。

⑤地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項（(2)申請の要件に掲げる事項を満たしていること）を疎明するに足りる下記の資料

1 認可地縁団体が、当該不動産を所有していること。

- ・申請不動産を所有又は占有しているとわかる事業報告書

※総会資料が想定されます。

2 不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

・以下の資料のうち用意できるもの

- (1) 公共料金の支払領収証
- (2) 閉鎖登記簿の登記事項証明書または謄本
- (3) 旧土地台帳の写し
- (4) 固定資産税の納税証明書
- (5) 固定資産課税台帳の記載事項証明書

※上記の資料の入手が困難な場合、下記の資料（任意様式）

- (6) 当該資料の入手が困難であることの理由書
- (7) 認可地縁団体が申請する不動産を所有又は占有していることについて、地域の精通者（※）等の証言を記載した書面
- (8) 認可地縁団体が申請する不動産を占有していることが分かる写真

3 当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者が当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人となっていること

・以下の資料のうち用意できるもの

- (1) 認可地縁団体の構成員名簿
- (2) 地縁団体台帳
- (3) 申請不動産が墓地である場合、墓地の使用者名簿 等

※上記の資料の入手が困難な場合、下記の資料（任意様式）

- (1) 当該資料の入手が困難であることの理由書
- (2) 申請する不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であったことについて、地域の精通者（※）等の証言を記載した書面

4 当該不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人全部又は一部の所在が知れないこと。

・以下の資料のうち用意できるもの

- (1) 加須市に当該登記関係者の住民票及び住民票の除票が存在しないことを、加須市長が証明する書面

(2) 登記記録上の住所宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面

※上記の資料の入手が困難な場合、下記の資料（任意様式）

(3) 当該登記関係者の現在の所在が不明であることについて、地域の精通者（※）等の証言を記載した書面

※「地域の精通者」とは

当該不動産の隣地の所有権の登記名義人や不動産所在地に係る地域の実情を詳しく知る人物など

（５）公告について

申請書類について審査し、要件を満たしていることが認められる場合、認可地縁団体が当該不動産に関する登記手続きをすることについて、異議がある登記関係者は、市長に対し申出を行うことを通知する公告を掲示場等に行います。

異議のある登記関係者は、所定の方法により申出を行うことができます。

【異議の申出について】

①異議申出ができる期間

・公告期間内（公告の期間は3か月以上の範囲で、市において決定します）

②異議申出ができる者

- ・当該不動産の表題部所有者
- ・当該不動産の所有権の登記名義人
- ・上記に係る相続人
- ・当該不動産の所有権を有することを疎明できる者

③異議申出の方法

・下記の書類を揃えて、市民協働推進課又は各支所地域振興課に異議の申出を行います。

- 1 異議申出書（様式あり 様式集参照）
- 2 当該不動産の登記事項証明書
- 3 住民票の写し

4 相続人であることが分かる戸籍謄（抄）本（相続人のみ）

5 所有権を有することを疎明できる資料（該当者のみ）

（6）通知

公告の結果に応じて、それぞれ認可地縁団体に通知します。

【異議の申出がなかった場合】

認可地縁団体による当該不動産の登記手続きについて、登記関係者の承諾があったものとみなされ、市長から公告をしたこと及び登記関係者が公告の期間内に異議を述べなかったことを証する情報を通知します。

この情報をもとに、登記手続きを進めることができます。

【異議の申出があった場合】

公告による手続は中止となり、異議を申し出た関係者の氏名や住所、異議の理由等を認可地縁団体宛に通知します。

認可地縁団体は通知をもとに異議を申し出た関係者と協議を行うことができます。異議が解消されたら、再度申請を行うことができます。

※異議を申し出た登記関係者等の氏名や住所等については認可地縁団体に通知されることとなりますのでご注意ください。

6. Q & A

(Q 1) 認可地縁団体になると市の指揮監督下に置かれることになりますか。

(A 1) 認可後であっても、従来からの自治会等と同様に住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の監督指揮下に置かれるようなことはありません。

(Q 2) 不動産等を所有していなくても認可の対象となりますか。

(A 2) 令和3年11月26日の地方自治法の改正により、不動産などを保有する目的がない場合でも、「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするため」という目的であることが明らかであれば認可の対象となります。

(Q 3) マンション管理組合は認可の対象になりますか。

(A 3) マンション管理組合は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とすることから、認可の対象とはなりません。

(Q 4) 構成員の表決権について、世帯単位で1票とすることはできますか。

(A 4) 原則、認可地縁団体の構成員は個人としてとらえることとなっているため、世帯単位ではなく会員は各々1票の表決権を有することとなります。

ただし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして1票とすることは可能であると解されます。

この場合、規約に「所属する世帯の構成員数分の1票とする」旨を定めておく必要があります。

(Q 5) 未成年者や外国人などを構成員から除外することはできますか。

(A 5) 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する個人であり、区域に住所を有すること以外の年齢、性別、国籍等の条件は設けることはできません。したがって、未成年者や外国人であることを理由に構成員から除外したり、入会の申し込みを拒否したりすることはできません。

ただし、地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、相当数が構成員となっていれば認可されるものです。

(Q 6) 事業所などの法人は構成員に含まれますか。

(A 6) 法人は以下の2点の理由により構成員とはなりえないとされています。

①事業所等は本来意思表示ができないこと

②地域社会にとって、第二次的な参加者の立場にとどまること

なお、法人は認可地縁団体に対し、地域の仲間として様々な支援をいただく「賛助会員」として位置づけ、ともに活動に参加していただくことが考えられます。

(Q 7) 認可地縁団体の総会を書面のみで開催とすることはできますか。

(A 7) 総会を書面のみをもって開催することは地方自治法に定めがないため、できないものと考えられます。

ただし、規約に定められた範囲の中で、書面や電磁的方法（電子メール等）による表決や委任による代理表決をすることは可能です。その場合においても、総会自体は特定の会場において、実際に開催される必要があります。

(Q 8) 不動産などの保有を目的としない場合、認可により法人格を取得することによりどのようなメリットが考えられますか。

(A 8) 法人格を取得する目的としては、①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となれることによる活動の充実、③法律上の責任所在の明確化、④個人と法人の財産の混同防止、⑤対外的な信用の獲得等が考えられます。

7. 関係法令

(1) 地方自治法（抜粋）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関

する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ⑱ 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ⑳ 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分之一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分之一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任

したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。

ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し

四 総会の決議

五 構成員が欠けたこと。

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決

議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ

公然と占有されているものに限る。) について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。

三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを

証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第二百六十条の四十 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

(2) 地方自治法施行規則（抜粋）

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日

二 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があった場合

イ 名称

ロ 規約に定める目的

ハ 区域

ニ 主たる事務所

ホ 代表者の氏名及び住所

ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三 解散した場合（破産による場合を除く。）

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

ヘ 解散年月日

四 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

五 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合

告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による決議に係る構成員の承諾)

第二十二條の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十二條の二の三 地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第二百六十條の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の三 地方自治法第二百六十條の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十條の三十八第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前條第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有權の保存又は移轉の登記をすることについて異議を述べることができる者の範圍は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有權の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有權を有することを疎明する者（以下「登記關係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記關係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前條第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の五 地方自治法第二百六十條の三十八第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

(3) 加須市認可地縁団体印鑑条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 認可地縁団体印鑑の登録

(登録資格)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。

- (1) 認可地縁団体の代表者
- (2) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第19条第1項第1号へに規定する職務代行者
- (3) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (4) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (5) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

(登録申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、認可地縁団体印鑑登録申請書に登録を受けようとする印鑑を添え、自ら市長に申請しなければならない。ただし、登録申請者が、疾病その他やむを得ない事由により、自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。

2 前項の場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押印する印鑑は、加須市印鑑条例（平成22年加須市条例第108号。以下「印鑑条例」という。）の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。ただし、代表者等が、印鑑条例第2条各号の規定に該当しない者である場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書の代表

者等の氏名の次に押印する印鑑は、当該代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録されている代表者等の個人の印鑑とし、当該印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(印鑑の登録)

第4条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき省令第21条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。

2 市長は、前項の認可地縁団体印鑑登録原票に印影のほか次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所

3 市長は、前項各号に掲げる事項のほか認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関して必要と認める事項を登録することができる。

4 市長は、前2項に規定する事項を登録した認可地縁団体印鑑登録原票については、磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって作成することができる。

(登録印鑑)

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、一の認可地縁団体につき1個に限るも

のとする。

2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認可地縁団体印鑑の登録をすることができない。

- (1) ゴム印その他変形しやすいもの
- (2) 機械製造により大量生産されたもの
- (3) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (4) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (5) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの
(登録廃止の申請)

第6条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、登録している認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により、市長に当該印鑑の登録の廃止を申請することができる。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、当該認可地縁団体印鑑を亡失したときは、前項の規定にかかわらず、直ちに個人印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により、市長に当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

3 第3条第2項ただし書の規定は、前項の申請に準用する。

4 市長は、第1項又は第2項の申請があったときは、当該印鑑の登録を受けている者に係る認可地縁団体印鑑登録原票を抹消しなければならない。

(登録事項の修正)

第7条 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更(認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。)があったときは、当該変更に係る事項につき、職権で認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項を修正しなければならない。

(認可地縁団体印鑑登録原票の職権抹消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、職権で認可地縁団

体印鑑の登録に係る認可地縁団体印鑑登録原票を抹消しなければならない。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたとき。
- (2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと思われたとき。
- (4) その他市長が認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと思えたとき。

2 市長は、前項第3号又は第4号の事由により認可地縁団体印鑑登録原票を抹消したときは、当該印鑑の登録を受けている者にその旨を通知しなければならない。

第3章 認可地縁団体印鑑登録の証明

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上で、当該申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付しなければならない。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第10条 前条第1項の認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写し(認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。)について市長が証明する

ものとし、あわせて次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (3) 登録資格
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、停電等やむを得ない事由により、前2項に規定する方法による認可地縁団体印鑑登録証明書の作成ができない場合は、当該申請に係る者の申出により、登録されている認可地縁団体印鑑の提示を求め、当該印鑑の印影が認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影と相違ないことを証明する方法により作成した認可地縁団体印鑑登録証明書をもってこれに代えることができる。

第4章 雑則

(代理人による申請等)

第11条 第3条第1項、第6条及び第9条第1項に規定する行為を代理人が行おうとするときは、代表者等からの委任の旨を証する書面を添付しなければならない。

(印鑑登録の証明手数料)

第12条 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付に係る手数料は、加須市手数料条例(平成22年加須市条例第56号)の定めるところによる。

(事実の調査)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関し必要があると認めるときは、いつでも必要な事項について調査をすることができる。

2 市長は、前項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員に、関係人に対して質問をさせ、又は文書若しくは認可地縁団体印鑑の提示を求めさ

せることができる。

- 3 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書若しくは認可地縁団体印鑑の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(閲覧の禁止)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(加須市行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定により市長が行う処分その他公権力の行使に当たる行為については、加須市行政手続条例（平成22年加須市条例第13号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の騎西町認可地縁団体印鑑条例（平成9年騎西町条例第19号）、北川辺町認可地縁団体印鑑条例（平成5年北川辺町条例第674号）又は大利根町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成9年大利根町条例第21号）の規定によりなされた認可地縁団体印鑑の登録及び印鑑登録証明書の交付その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、登録を受けている者に係る認可地縁団体印鑑登録原票及び認可地縁団体印鑑登録証明書については、なおその効力を有する。

(4) 加須市認可地縁団体印鑑条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加須市認可地縁団体印鑑条例（平成22年加須市条例第109号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票の改製)

第2条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票が汚損したときその他必要と認めるときは、認可地縁団体印鑑の登録を受けている者にその旨を通知し、その認可地縁団体登録印鑑の提示を求め、改製することができる。

(申請書等の様式)

第3条 条例に規定する申請書等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第1号）
- (2) 認可地縁団体印鑑登録原票（様式第2号）
- (3) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第3号）
- (4) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第4号）
- (5) 認可地縁団体印鑑登録証明書（様式第5号）

(文書保存期間)

第4条 前条に規定する申請書等は、当該登録及び証明のあった翌年度から次に掲げる期間保存するものとする。

- (1) 抹消された認可地縁団体印鑑登録原票 5年
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 2年

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

